

寄附金(賛助金)の優遇税制について

公益財団法人三重県スポーツ協会

本協会は、平成24年10月1日付で公益財団法人として三重県知事から認定され、平成25年7月8日に「税額適用控除団体」としての証明を受けました。

個人の方については、これまでの「所得控除」方式の他に「税額控除」方式が選択できるようになりました。「税額控除方式」はこれまでの「所得控除」方式に比べて多くの場合、減税効果が大きくなります。

法人については、一定の損金算入限度額に相当する金額まで、一般の寄附金とは別枠で損金として扱うことが出来ます。また、法人地方税は法人税の納付額を基礎に計算されますので、法人税の減免に伴い地方税も減額となります。

個人所得税	個人住民税
税制改正により、本協会に対する寄附金は、個人の所得税の場合従来の「所得控除」方式に加え、新たに「税額控除」方式が選べるようになり、寄附者にとって有利な方を選択できるようになりました。 いずれの控除を選択されても確定申告が必要です。本協会が発行する領収書を確定申告書に添付して税務署にご提出ください。 <税額控除方式を選択した場合> $(\text{寄附金合計額}(\text{※1}) - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{控除税額}(\text{※2})$ ※1 年間所得金額の40%が限度となります。 ※2 所得税額の25%が限度となります。 <従来の所得控除方式を選択した場合> $(\text{寄附金合計額}(\text{※1}) - 2,000\text{円}) \times \text{申告者の所得税率}(\text{※2}) = \text{控除税額}$ ※1 年間所得金額の40%が限度となります。 ※2 所得税率は年間の所得金額によって異なります。	三重県と一部の市町村の条例に基づき、本協会に対する寄附金が、個人住民税の寄附金控除の対象と指定されています。 所得税の確定申告の際に、当法人の領収書を添付し、住民税の寄附金控除もあわせてできます。確定申告書用紙の「住民税に関する事項」の「条例指定分」の欄に寄附金額をご記入ください。 住民税は税額控除のみで、次のイ+ロ＝控除税額です。 イ. 市町村民税の軽減額 $(\text{寄附金合計額}(\text{※1}) - 2,000\text{円}) \times 6\% = \text{控除税額}$ ロ. 道府県民税の軽減額 $(\text{寄附金合計額}(\text{※1}) - 2,000\text{円}) \times 4\% = \text{控除税額}$ ※1 年間所得金額の30%が限度となります。

法人税	個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税
法人に対する寄附金については一定の限度額の範囲内で損金に算入できますが、この限度額に加えて本協会に対する寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として、特別損金算入限度額をプラスした限度額の範囲で損金に算入できます。 一般損金算入限度額＝$(\text{所得金額の}2.5\% + \text{資本金等の}0.25\%) \times 1/4$ 特別損金算入限度額＝$(\text{所得金額の}6.25\% + \text{資本金等の}0.375\%) \times 1/2$ 損金算入限度額＝一般損金算入限度額＋特別損金算入限度額 ※上記所得金額には支出寄附金を含みます。 地方税も、法人税に準じて納付額が減少します。	個人が、土地、建物などの資産を法人に寄附した場合には、これらの資産は時価で譲渡があったものとみなされ、これらの資産の取得時から寄附時までの値上がり益にたいして所得税が課税されます。これらの資産を本協会に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税については非課税となります。

個人が相続財産を寄附した場合の相続税の非課税
(注) 相続税がかからない要件 ・ 相続した財産を寄附していること ・ 相続税の申告書の提出期限までに寄附していること ・ 既に設立されている公益法人への寄附に限ること ・ 寄附を受けた公益法人は、その財産を2年以内に公益事業の用に供すること ・ その寄附によって寄附をした人やその親族の税金が不当に安くならないこと